

全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト
関東甲信越支部大会予選
群馬県・長野県音源審査大会実施要綱

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この大会は、「群馬県・長野県音源審査大会」（以下「本大会」という。）と称する。

(主 旨)

第2条 人間個人が有する才能は、国籍、年齢、性別、などに関係なく個人特有のものである。その能力を競い、競い合いの中から向上する道を見出すことが大会の主旨となる。

(理 念)

第3条 中学生及び高校生が、大会によって取得する演奏経験を、個人の演奏技能の財産として将来に繋げ、さらに後進に繋ぐことによる研究により演奏技能の向上を図る。

(目 的)

第4条 本大会は、中学生及び高校生が、管楽器及び打楽器の演奏を通じて、生涯にわたり音楽を心の友とする健全で情操豊かな人間を形成すること及び演奏技能の向上による吹奏楽全搬の発展・向上を図ることにより、我が国の芸術文化及び地域の音楽文化の向上に寄与することを目的とする。

(主 催)

第5条 主催は、公益社団法人日本吹奏楽指導者協会（以下「JBA」という。）関東甲信越支部（以下「当支部」とする。）とする。

(共 催)

第6条 本大会の目的に賛同する団体を共催とすることができる。

(運 営)

第7条 本大会の運営は当支部で承認された役員で行う。

(実行委員会)

第8条 ソロコンテスト委員会は、本大会実施に際し、ソロコンテスト実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織する。

- 2 実行委員会は、本大会参加要項を作成し、本大会を実行する。
- 3 実行委員会の組織は別に定める。

(部門及び楽器)

第9条 本大会は、中学生部門及び高校生部門の二つの部門（以下「各部門」という。）において実施する。

- 2 審査対象楽器は、原則として通常の吹奏楽編成において使用される木管楽器、金管楽器、打楽器、及びコントラバスとする。但し、審査対象楽器の詳細は別に定める。

(開催時期及び場所)

第10条 本大会は、原則として1月中旬、当支部内において開催する。

第2章 参 加 者

(参加資格)

第11条 本大会の参加資格は、群馬県・長野県内の在住・在学の「中学生」及び「高校生」（相応年齢者を含む）（音楽大学附属小学・中学・高校生の参加も可）とする。ただし、JBAの支部、県部会等が開催する他のソロ大会と重複して出場することはできない。

- 2 中学生部門の参加資格は、開催年の3月まで中学校に在籍する者とする
- 3 高校生部門の参加資格は、開催年の3月まで高等学校に在籍する者、または高等専門学校第3学年までの在籍者とする。

(支部大会推薦)

第12条 本大会にて成績優秀な者を、関東甲信越支部大会に推薦する。

- 2 関東甲信越支部大会への推薦人数は、年度ごとの関東甲信越支部理事会で決められた人数とする。

(参加費)

第13条 本大会の出場者は、別に定める参加費を支払うものとする。

- 2 納入した参加費は、原則として返還しない。

第3章 審査及び表彰

(審査員)

第14条 実行委員会は、審査員を委嘱する。

- 2 審査員の構成は、次のとおりとする。

(1) 審査員 3名以上5名以内

- 3 審査員は、JBA会員より候補者を選任し、実行委員会で委嘱する。

(審査方法)

第15条 審査は、演奏技術及び演奏表現を含め満25点とし、合計点の多い者を上位とする。

- 2 審査方法の細部については、別に定める。

(演奏順序)

第16条 演奏順序は、実行委員会が定める。

(演奏曲目及び演奏時間)

第17条 本大会の演奏曲目については、申込フォームに記入した曲目とする。ただし、曲のカットは自由とする。

- 2 演奏時間は4分以内とする。演奏時間が4分を超過した場合は、審査を中断するものとする。ただし、減点や失格の対象とはしない。

(表彰)

第18条 審査の結果、各部門の代表者と代表に準ずる成績のものを優秀賞とする。

- 2 優秀賞以外の出場者全員を奨励賞として表彰する。

第4章 雑 則

(後援)

第19条 本大会の目的に賛同する団体の後援を受けることができる。

(協賛)

第20条 本大会の目的に賛同する団体または個人の協賛を受けることができる。

(肖像権等)

第21条 本大会期間中に発生した肖像権、録音権、録画権、放映権等は、主催者に帰属するものとする。

(細則)

第22条 本大会の実施に関する細則は、この要綱で定めたものを除きソロ大会委員会の決議を経て別に定める。

(実施要綱の変更)

第23条 この実施要綱は、ソロ大会委員会の決議を経て当支部の承認を得て変更することができる。

附 則

- 1 この実施要綱は、令和3年9月3日から実施する。

全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト

関東甲信越支部大会予選 群馬県・長野県音源審査大会実施細則

(趣 旨)

第1条 この実施細則は、「群馬県・長野県音源審査大会」（以下「本大会」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義を次のとおりとする。

(1) 群馬県・長野県音源審査大会

公益社団法人日本吹奏楽指導者協会（以下「JBA」という。）関東甲信越支部が主催する大会

(2) 要綱

群馬県・長野県音源審査大会実施要綱

(3) ソロコンテスト実行委員会

要綱第8条に規定されたソロコンテスト実行委員会

(4) 審査員

要綱第14条に規定された審査員

(5) 出場者

要綱第11条に規定された出場者

(審査対象楽器)

第3条 要綱第9条第2項に規定する楽器は、別紙のとおりとする。

(申込フォーム等の記入)

第4条 出場者は、申込フォームを当支部ホームページより期日までに申し込むものとする。

(参加費)

第5条 要綱第11条の出場者の参加費は、各年度の実施要項において示すものとする。

2 参加費は、参加要項で指定された期日までに払い込むものとする。

(JBA会員推薦割引)

第6条 申込フォームに、JBA会員推薦欄に、会員氏名、会員番号の記入がある場合は、その年度の参加費に、JBA会員推薦割引を適用することができる。

(審 査)

第7条 要綱第15条による審査は、別に定める審査表を用い、得点を記入する。講評用紙が用意された場合は、講評を記入する。

2 講評用紙に書かれた内容は、後日出場者に伝える。

3 審査集計の点数、順位の発表、公示は行わない。

(演奏順序)

第8条 要綱第16条の演奏順序は、実行委員会が定めるものとする。

(演奏曲目)

第9条 要綱第19条第1項の演奏曲目は、予め申込フォームの記載欄に記入するものとし、変更は認めない。但し、曲のカットは変更できる。

(演奏時間)

第10条 要綱第17条第2項ただし書により定められた演奏時間を超えた場合は、音源を止めて審査を終了する。

(実施細則の変更)

第11条 この実施細則は、ソロコンテスト委員会の決議を経て当支部の承認を得て変更することができる。

附 則

1 この実施要綱は、令和3年9月3日から実施する。

審査対象楽器

木管楽器

1. フルート
2. オーボエ、イングリッシュホルン
3. クラリネット
4. バスーン
5. サクソフォーン

金管楽器

1. トランペット、ホルネット、フリューゲルホルン
2. フレンチホルン、テナーホルン（アルトホルン）
3. トロンボーン
4. ユーフォニアム
5. テューバ

打楽器

1. スネアドラム
2. ティンパニ
3. マリンバ、ヴィブラフォン、シロフォン等
4. マルチ・パーカッション等

弦楽器

1. コントラバス